

## 気象警報発令時等における授業休止措置

台風等による気象警報が発令され、公共交通機関に影響が出た場合の一斉休講の判断基準と対応措置は、以下のとおりとなります。

### 地震以外の気象警報発令時等における授業休止措置のガイドライン

平成16年9月15日教育研究評議会決定

平成16年10月13日教育研究評議会一部改正

平成23年 4月13日教育研究評議会一部改正

(趣旨)

1 暴風、大雨等の気象に関する警報が発令された状況等において、大学での授業等を休止する措置のガイドラインを定めておく。

(休講等の措置基準)

2 静岡県西部地域及び中部地域に「暴風警報」又は「大雨警報」が発令された場合で公共交通機関が不通となっているとき、時間帯によって以下のような休講措置をとる。

静岡・浜松いずれか1地域のみが上記状況のときは、当該キャンパスごとに休講措置をとる。

- 1) 午前7時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、午前の授業は休講
- 2) 午前11時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、午後の授業は休講
- 3) 午後4時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、夜間主授業は休講
- 4) 集中講義については、講師及び受講学生の登校可能状況を勘案して、当該部局教務委員会で対応する。

なお、授業中(休憩時間を含む)に「暴風警報」又は「大雨警報」が発令された場合には、静岡キャンパスでは教育担当理事が、浜松キャンパスでは教育担当理事、工学部長及び情報学部長が協議し、休講措置をとるかどうか決定する。

夜間主コースについては、当該学部で協議し決定する。

[注] : 公共交通機関とは、大学に通じる市内路線バス、静岡駅・浜松駅発着のJR在来線を指す。

(その他)

3 上記措置基準では対応できない状況が発生した場合は、静岡キャンパスでは教育担当理事が、浜松キャンパスでは教育担当理事と工学部長及び情報学部長が協議し、休講措置をとるかどうかが決定する。

[参考] : 地震の場合には、「注意情報」が発令された時点で休講となることがすでに定められている。

## 一斉休講決定時の周知方法

一斉休講の方針が決定した場合には、以下の方法により在学生に対して連絡内容を周知します。

### 主たる周知方法

- 学務情報システムのトップページに連絡文を掲載します。 (<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/portal/>)
- 対象キャンパス又は対象所属の全学生に対し、学務情報システムから連絡文を一斉メール送信します。

### 補助的な周知方法

- 必要に応じて、大学公式サイトトップページ、学内の掲示板等を使い連絡文を周知します。
- 学生がキャンパス内にいる時間帯（授業中又は休憩時間中）の場合には、校内放送を使い周知します。

**静岡大学 HP (<https://www.shizuoka.ac.jp/public/student/intermission.html>)**

# 暴風警報発令時の対応について

静岡大学 FSS 事務局

## 1. 通学時に警報が発令されている場合

午前6時の時点で、静岡市南部に気象等・津波・火山・地震動に関する「特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合は、原則として休講とします。

静岡市南部以外に居住する生徒については、居住する市町に警報が発令された場合、ご家庭での判断になります。

こちらから生徒の皆さんへは連絡はしませんので、警報発令の確認は各家庭で行ってください。

※ 大雨・洪水警報発令によって通常的手段に困難が生じ、公共交通機関等を使って通うことが困難である場合は、必ず「欠席」または「遅刻」等を FSS 事務局 ([office@fss.shizuoka.ac.jp](mailto:office@fss.shizuoka.ac.jp)) までご連絡ください。  
席を外している場合があるためメールでの連絡をお願い致します。

## 2. 通学後に警報が発令された場合

気象情報、公共交通機関情報、河川及び道路情報等により判断し、対応を決定します。

生徒の帰宅については、安全確保への配慮を最優先します。



問合せ先

静岡大学 グローバルサイエンスキャンパス FSS 事務局

戸塚忠治・金原梢江

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836 理学部B棟1階

(TEL) 054-238-4848 (FAX) 054-238-4828

(E-mail) [office@fss.shizuoka.ac.jp](mailto:office@fss.shizuoka.ac.jp)